

中土佐町立久礼保育所建設基本設計委託業務共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町が発注する「中土佐町立久礼保育所建設基本設計委託業務」（以下「設計業務」という。）において結成される共同企業体の取り扱いについて、必要な事項を定めるものである。

(共同企業体の種類)

第2条 共同企業体は、当該設計業務に係るプロポーザル方式による技術提案並びに当該設計業務の履行を目的として結成する特定設計業務共同企業体とする。

(共同企業体の運営形態)

第3条 共同企業体の運営形態は、各構成員が一体となって技術提案並びに設計業務を履行する共同履行方式とする。

2 各構成員は、技術提案並びに設計業務の委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものでなければならない。ただし、法令に基づき配置する統括(管理)技術者に関しては、代表構成員が配置するものとする。

3 出資割合は、各構成員が技術提案並びに設計業務に関与する割合を反映するものでなければならない。

(結成方法)

第4条 共同企業体の結成方法は、自主結成とし、特定設計業務共同企業体協定書（別添）により協定を締結するものとする。

(構成)

第5条 共同企業体の構成は、第6条に掲げる構成員の要件等を満たす者の組み合わせとする。

(構成員の要件等)

第6条 共同企業体の構成員は、中土佐町立久礼保育所建設基本設計業務プロポーザル実施要領7の参加者等の条件を満たす者でなければならない。ただし、設計業務実績については、意匠構成員又は構造構成員の片方が実績を有していることとし、その他の構成員については実績の有無を問わない。

2 構成員の構成は、構造・設備に分かれる場合は構造、設備は、それぞれの分野で1者以内とする。

3 構成員の少なくとも1者は高知県内に主たる営業所を有する企業者とする。

4 構成員は、他の共同企業体の構成員になることができないものとする。

(代表者)

第7条 共同企業体の代表者は、構成員のうち最大の履行能力を有する者でなければならない。

(出資比率)

第8条 代表者の出資比率は、構成員のうち、最大の出資比率でなければならない。

(共同企業体に対する通知等)

第9条 プロポーザル方式における審査結果等の通知並びに業務の監督、委託契約代金の支払等の相手方は、すべて共同企業体の代表者とし、代表者へ通知した事項は、他の構成員にも通知したものとみなす。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、共同企業体の取り扱いについては、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年3月3日から施行する。

(別添)

〇〇〇〇・◇◇◇◇設計共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、中土佐町立久礼保育所建設基本設計業務及び付帯する業務を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇〇〇・◇◇◇◇設計共同企業体と称する。

(事業所の所在地)

第3条 当共同企業体は事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当共同企業体は、平成 年 月 日に成立し、当該業務の終了後6か月を経過するまでの間は解散することができない。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当共同企業体は、〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇〇〇会社、〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇◇◇◇◇会社をもってその構成員とする。

(代表者の名称)

第6条 当共同企業体は、〇〇〇〇会社代表取締役〇〇〇をもって代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、当該業務の施行に関し、当共同企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求及び受領並びに当共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当共同企業体の各構成員(以下「構成員」という。)は、次の割合によって出資するものとする。

〇〇〇〇会社 〇〇パーセント

◇◇◇◇会社 〇〇パーセント

2 金銭以外のものによる出資については、時価を考慮のうえ構成員が協議して定めた額をもって前項の割合に算入する。

(運営委員会)

第9条 当共同企業体は構成員全員をもって運営委員会を設け、当該業務の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、当該業務の契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、当該業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

(利益の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が当該業務を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員は業務の施工について、発注者と協議するものとする。

3 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

4 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 前条第2項から第4項までの規定は、構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合において、準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該業務についてかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇会社外〇社は、上記のとおり〇〇設計共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

平成 年 月 日

共同企業体の名称 ○○○○・◇◇◇◇設計共同企業体

代表者 ○○○○会社
代表取締役

構成員 ○○○○会社
(代表者) 代表取締役

印

構成員 ◇◇◇◇会社
代表取締役

印